



情報マネジメントシステム

IMS 要員認証機関認定基準

JIP-IMAC300-1.0

2008 年 4 月 1 日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

Email info@isms.jipdec.jp

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

目 次

1. 適用範囲
2. 引用規格及び関連文書
 - 2.1 引用規格
 - 2.2 関連文書
3. 定義
4. 要員の認証機関に対する要求事項
5. 要員の認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項
6. 要員の評価登録プロセス

1. 適用範囲

この基準は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、及び/又は IT サービスマネジメントシステム(ITSMS)の審査員の認証を行っている第三者機関（以下、要員認証機関という）が、JIS Q 17024:2004 に基づいて行う要員の認証業務の遂行に関して的確であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項を定めている。

この基準は、以下に定めるものを除き、JIS Q 17024:2004 (ISO/IEC 17024:2003) をそのまま適用する。

JIS Q 17024:2004 (ISO/IEC 17024:2003) 適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

JIS Q 17024 の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JIP-IMAC301 要員認証機関認定基準に関する指針

JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002) 品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針

JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000) 品質マネジメントシステム—要求事項

3. 定義

JIS Q 17024:2004 の「3. 定義」を適用する。

4. 要員の認証機関に対する要求事項

JIS Q 17024:2004 の「4. 認証機関に対する要求事項」を適用する。

5. 要員の認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項

JIS Q 17024:2004 の「5. 認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項」を適用する。

6. 要員の評価登録プロセス

JIS Q 17024:2004 の「6. 認証プロセス」を適用する。